

社会福祉法人ノエル福祉会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ノエル福祉会(以下「この法人」という。)の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- 3 報酬とは、職務執行の対価として支給されるものである。
- 4 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員への報酬に関しては理事長にのみ職務執行の対価として支給し、その他の役員及び評議員には支給しない。

- 2 理事長は、勤務日について出勤簿を記録しなければならない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員への報酬総額は、年間60万円以内とし、別表1により月額報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員が出張する場合の旅費(宿泊費含む)については、ノエル福祉会旅費規程を準用して出張費として支給する。またこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席に関して発生する旅費等の費用については弁償しない。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長への報酬(旅費を除く。)は、毎月月末に締切り、翌月10日に支払うものとする。
なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月 15日から施行する。

この規程は令和 3年 6月 18日に改正する。

別表 1 (月額)

名 称	報 酬	備 考
理事長報酬	50,000円	